

令和2年定例会 予算決算常任委員会
戦略企画雇用経済分科会
提出資料

◎ 議案説明事項

議提議案第2号 三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案

議案第121号 令和2年度三重県一般会計補正予算（第5号）

令和2年6月18日

議 会 事 務 局

議提議案第2号 三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する 条例案について

1 条例改正の内容

新型コロナウイルス感染症対策の推進に資するため、令和2年7月1日から令和3年6月30日までの間、三重県議会の会派に交付される政務活動費の月額を、1人当たり5万1千円から1千5百円に減額するものである。

2 施行期日

この条例は、令和2年7月1日から施行するものとする。

議提議案第二号

三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案
 右提出する。

令和二年五月二十日

提出者
 津村 衛
 稲垣 昭義
 小林 正人
 長田 隆尚
 村林 聡
 三谷 哲央
 津田 健児

三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
 三重県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年三重県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 ～ 9 (略) 10) 令和二年七月一日から令和三年六月三十日までの間に交付する会派に係る政務活動費の額は、第四条第一項及び前項の規定にかかわらず、一月当たり、千五百円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。	附 則 1 ～ 9 (略)

附 則

この条例は、令和二年七月一日から施行する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症対策の推進に資するため、議会における会派に係る政務活動費の一部を減ずる必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第121号 令和2年度三重県一般会計補正予算（第5号）について

議会事務局

議案第121号「令和2年度三重県一般会計補正予算（第5号）」における議会事務局関係についてご説明申し上げます。

歳出予算の議会費において、議提議案第2号「三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案」により、令和2年7月以降の政務活動費2,272万円の減額補正を行うものです。

議会事務局関係 令和2年度一般会計補正予算（第5号）一覧表

【歳出】

（単位：千円）

歳出内訳 （科目・事業名）	補正前の額	補正額 （第5号）	補正後の額
議会費	1,446,211	△ 22,720	1,423,491
議会費	1,118,474	△ 22,720	1,095,754
事務局費	327,737	—	327,737